



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第248号 令和2年10月6日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
607	歳入の収納の事務を私人に委託した件	次世代育成・ 青少年課 こども未来応援室
608	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
609	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
610	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
611	土地改良区が解散した件	同
612	土地改良区の清算人の就任について届出があった件	同
613	建築基準法の規定による道路の位置を指定した件	都市計画課
614	指定金融機関の名称及び所在地等を定める件の一部を改正する件	出納局会計課
615	同	同

【公安委員会規則】

番号	表題	担当課名
6	徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	

徳島県告示第六百七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、令和二年七月二十日次の事務をニッテレ債権回収株式会社に委託した。

令和二年十月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条の規定による母子福祉資金貸付金、同法第三十一条の六第一項から第三項までの規定による父子福祉資金貸付金、同法第三十二条第一項及び第二項の規定による寡婦福祉資金貸付金並びに同法附則第六条第一項の規定による貸付金に係る償還金の収納の事務

徳島県告示第六百八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年十月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社インスパイア	徳島市蔵本町二丁目一番	訪問介護ステーション心笑	徳島市蔵本町二丁目一番 ダイバーシティビル三階	訪問介護	令和二年九月一日
合同会社ハザウエ	阿波市土成町吉田字御所屋敷の二三四番地	ヘルパーステーションなせな	阿波市土成町吉田字御所屋敷の二三四番地	同	同
株式会社M・connect	徳島市国府町日開字東四二七番地の四	あすき訪問看護ステーション	徳島市北田宮一・六・八 コーリングマンション一〇六	訪問看護	同
株式会社井上隆成堂薬品	同 蔵本町二丁目七番地	隆成堂調剤薬局	同 蔵本町二丁目二〇	居宅療養管理指導	同

徳島県告示第六百九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年十月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日	
名称	所在地	名称	所在地	種類			
株式会社M・connect	徳島市国府町日開字東四三七番地の四	あすき訪問看護ステーション	徳島市北田宮一・六・八コーリングマンション一〇六	介護予防訪問看護			令和二年九月一日
株式会社井上隆成堂薬品	同 蔵本町二丁目七番地	隆成堂調剤薬局	同 蔵本町二丁目二〇	介護予防居宅療養管理指導			同

徳島県告示第六百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿南市橋町 福井川土地改良区	令和二年八月二十八日
吉野川市川島町 川島東土地改良区	同 九月九日

徳島県告示第六百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由によつて次の土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年十月六日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称 阿南市桑野町 中富土地改良区	解散認可年月日 令和二年九月三日
---------------------------------------	---------------------

徳島県告示第六百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の清算人の就任について届出があつたので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

中富土地改良区

二 就任清算人

氏名	住 所
加茂 彌代次	阿南市桑野町中野一五二
小原 清 秀	同 幸堂二八一
二宮 秀 明	同 池ノ内一一

徳島県告示第六百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

なお、関係図書は、徳島県県土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定の番号	指定の年月日	位 置	指 定 道 路	
			(幅員 メートル)	(延長 メートル)
第千百九十九号	令和二年十月 六日	阿南市那賀川町中島五〇 四番一及び五〇四番二の 各一部並びに五〇四番一 及び五〇四番二の各地先 市有地	六・〇〇	三八・六〇

徳島県告示第六百十四号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年十月十九日から施行する。

令和二年十月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三の表東とくしま農業協同組合の項中

東とくしま農業協同組合 小松島市堀川町

を

東とくしま農業協同組合

小松島市立江町

に、

本所	小松島市堀
小松島支所	小松島市堀

を

川町	川町
----	----

本所	小松島市立江町
小松島支所	小松島市小松島町

に改める。

徳島県告示第六百十五号

平成十年徳島県告示第四百七十二号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年十月二十四日から施行する。

令和二年十月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三の表美馬農業協同組合の穴吹支所の項、半田支所の項、貞光支所の項及び木屋平支所の項を削る。

徳島県公安委員会規則第 6 号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 10 月 6 日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和 47 年徳島県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 号アの(ア)中「幼児（6 歳未満の者をいう。以下同じ。）」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同(イ)中「、幼児 2 人を」を「、小学校就学の始期に達するまでの者 2 人を」に改め、同(オ)を同(カ)とし、同(イ)を同(オ)とし、同(ウ)の次に次のように加える。

(I) タンデム自転車（2 人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者 1 人を乗車させている場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。